

2020年5月11日

福岡市における認定書代理申請の受付開始について

このたび、新型コロナウイルスの感染症拡大により影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。株式会社 筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）は、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けている事業所のお客さまをご支援するために、2020年5月8日より、福岡市のセーフティネット保証（4号・5号・危機関連）認定の代理申請（ワンストップ申請）の受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。

当行がお客さまに代わって福岡市へ認定申請書類を提出することで、ご相談からお借入申込みまでのご負担を軽減するとともに、ご融資まで円滑かつ迅速な対応が可能となります。

また、2020年5月1日より取扱開始しております、実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の概要も掲載させていただきます。

記

■ワンストップ申請内容

対象となるお客さま	福岡市に対してセーフティネット保証の認定申請を行う事業所さま
対象となる認定制度	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証
実施店舗	全営業店

ワンストップ手続きフロー表



■新型コロナウイルス感染症対応資金の制度概要

制度名称	新型コロナウイルス感染症対応資金
対象となるお客様	次のいずれかに該当する福岡県内の法人または個人事業主 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者 (売上高 ▲20%以上) ② セーフティネット保証5号の認定を受けた事業者 (売上高 ▲5%以上) ③ 危機関連保証の認定を受けた事業者 (売上高 ▲15%以上)
資金用途	運転資金・設備資金
ご融資限度額	3,000万円
ご融資利率	①・③に該当 1.30% (当初3年間は利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者 1.30% (当初3年間は利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者以外 1.30% ※本制度お借入れ後、金融機関あてに借入利子を支払っていただきますが、後日利子補給を受けていただきます。これにより当初3年間は実質無利子となります。詳しくは筑邦銀行本支店窓口にご確認ください。
保証料率	①・③に該当 0.0% (国が全額負担) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者 0.0% (国が全額負担) ②のうち個人事業主かつ小規模事業者以外 0.425% (経営者保証免除の場合は0.525%)
融資期間	10年以内 (据置期間5年以内)
保証人	法人は原則代表者のみ・個人は不要
取扱期間	2020年5月1日～2020年12月31日まで (保証申込分まで)
取扱自治体	福岡県・福岡市

※ お借入を希望される場合は、別途申込書類のご提出や審査、ご契約等の手続きが必要となります。

※ 当行および福岡県信用保証協会にて所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本融資制度については、業種や企業規模によって利用できない場合がございます。

※ 詳しくは、筑邦銀行本支店窓口にお尋ねください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》

筑邦銀行 営業推進グループ

TEL 0942-32-5536